

裁 決 書

審査請求人

[Redacted box]

代理人

[Redacted box]

上記審査請求人から平成23年12月21日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく平成23年10月27日付け第2477号の生活保護開始決定処分（以下「本件処分1」という。）、同日付け第2478号（以下「本件処分2」という。）、同年11月11日付け第2949号（以下「本件処分3」という。）、同日付け第2950号（以下「本件処分4」という。）及び同月14日付け第3021号（以下「本件処分5」という。）の生活保護変更決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文
京都市南福祉事務所長が審査請求人に対して行った本件処分1から本件処分5までをいずれも取り消す。

理由

1 審査請求の要旨

京都市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った本件処分1から本件処分5までに対し、次の理由により処分の取消しを求める。

（理由）

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成23年10月25日から保護を受給しており、現住居において、団地の1室を同居人と2名で賃借するというハウスシェアリングをして生活している。同居人との家計は別であり、光熱水費の負担は折半となっている。
処分庁は、本件処分1及び本件処分2については、生活扶助の第2類費等の額を2人世帯基準の2分の1とし、また、本件処分3から本件処分5までについては、生活扶助の第2類費の20パーセントを光熱水費と処分した上で、当該光熱水費について2人世帯基準額を人数に応じて均等分割している。こうした取扱いの理由として、処分庁からは、グループホーム入所者と同様の取扱いであるとの説明だけが口頭でなされた。
- (2) 請求人は、1人世帯と認定されたにもかかわらず、生活扶助の第2類費等について、1人世帯基準額より低額の受給しかできておらず、最低限度以下の生活を強いられており、処分内容に違法がある。
なお、一般居宅で生活する請求人に対し、グループホーム入所者と同様の取扱いをすることに合理性はない。
- (3) 本件各処分において、生活扶助の第2類費等について、2人世帯基準額を用いたことや20パーセントを光熱水費とした理由は示されておらず、理由付記に不備がある。また、グループホームと同様の取扱いをしたとの口頭の説明もこの不備を補うものではない。

2 処分庁の弁明及び再弁明の要旨

- (1) 平成23年10月25日、処分庁は、請求人から、法に基づく保護の申請（以下「本件申請」という。）を受理するとともに、請求人が、現住居において同居人とハウスシェアリングをしており、食費は各自で負担し、家賃及び光熱費は折半していることを聴取した。
- (2) 平成23年10月27日、処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人が同居人と光熱水費を折半していることを踏まえて、生活扶助の第2類費の減額調整が必要であること等について説明した。
同日、処分庁は、請求人世帯の最低生活費について、生活扶助第1類費（1人世帯基準額4万270円）、同第2類費（2人世帯基準額4万8,070円）

円の2分の1の2万4,035円)及び住宅扶助(家賃5万5,000円の2分の1の2万7,750円)の合計9万2,055円を請求人世帯の最低生活費として認定し、本件申請日からの保護開始を決定した。

- (3) 平成23年11月8日、処分庁は、生活扶助の第2類費は、グループホーム入所者に準じて、居住人数に応じた光熱水費の均等分割を行うこと及び次のアからエまでの具体的な調整方法を決定した。
- ア 現住居に居住しているのは、請求人と同居人の2人であるから、最低限度必要な光熱水費として、生活扶助の第2類費2人世帯基準4万8,070円の20パーセントの9,614円を認定する。
- イ 請求人と同居人は、光熱水費を折半していることから、各々が負担すべき最低限度額として、上記アで算出した9,614円の2分の1の4,807円を認定する。
- ウ 1人世帯に最低限度必要とされる光熱水費として、生活扶助の第2類費の1人世帯基準額4万3,430円の20パーセントの8,686円を認定する。
- エ 現住居における最低生活に必要なのは、上記イの4,807円であるから、上記ウの8,686円との差額3,879円の減額調整を行う。
- (4) 平成23年11月11日、処分庁は、保護開始日の同年10月25日付けで改めて請求人世帯の最低生活費の認定を行うことを決定し、同年11月18日、請求人に対して、決定通知書及び同年10月分から同年12月分までの保護費に関する補足資料を交付し、ハウスシェアリングで光熱水費を折半していることを理由として、(3)のとおり生活保護費の調整を行うことの説明を行った。
- (5) 生活扶助の第2類費の減額について
- ア 法第8条は、保護の基準及び程度を規定しており、また、法第9条は、必要即応の原則を規定している。これらの規定から、保護は要保護者の最低限度の需要を満たすに十分かつこれを超えないものとして実施し、また、需要の測定は、機械的に陥ることなく、生活の相異に実に応じて実施することが求められるものと解する。
- イ 請求人は、同居人と家賃及び光熱水費を折半しており、この事情を考慮せずには最低生活費を認定すれば、光熱水費を全額負担している世帯に比して不均衡となることから、生活扶助の第2類費の認定で需要の相違に応じた調整を行うことは、法の趣旨に適うものである。
- ウ 具体的な調整については、平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(生活保護手帳別冊問答集2011。以下「別冊問答集」という。)問7の33において、第2類費の表に定める基準額に20パーセントを乗じて得た額を居宅基準生活費の燃料費相当分の額とする考え方が示されていることを踏まえて、上記(3)のとおりに行うこととした。
- エ 本件でグループホームに言及したのは、グループホームの中には、入所者が1戸の居住内の個室的空間に居住し、光熱水費については各自が負担して生活する場合があります。そうした居住形態がハウスシェアリングと類似していることから、請求人の理解を容易にするための例としたものである。
- (6) 理由付記について
- ア 処分庁は、決定理由を付した決定通知書を交付した上で、更に補足資料を交付して、生活扶助の第2類費を調整する理由について説明しており、処分理由が示されていないとの主張は失当である。
- イ 理由付記の主眼は、処分理由を相手方が十分認識し得る程度に示すことにある。
- 処分庁は、決定通知書に加えて補足資料を交付し、生活扶助の第2類費のうち、光熱水費相当として算出した額を均等分割することを各月ごとに具体的な金額で示して請求人の理解が容易となるように努めている。
- なお、処分庁が説明を行った際、請求人から、納得はしないものの理解はできた旨の返答も得ている。
- (7) 以上のとおり、本件処分3から本件処分5までは適正に行われたものであり、棄却裁決を求める。
- 3 請求人の反論及び再反論の要旨

- (1) 法第8条及び第9条の規定により、処分庁が本件処分を行う権限を導き出すことはできない。
別冊問答集問7の33は、入院患者が外泊した場合の飲食費等の支給についての問答である。しかし、請求人は、ハウスシェアリングをしていたものであり、入院や入院中の外泊をしたわけではなく、同居人とは別々に電気、ガス及び水道を用いていたのであり、処分庁の挙げた根拠規定は本件に当てはまらない。
- (2) 本件処分は、最低生活費の一部が減額されるもので、請求人の生存権侵害に直結する重大な処分である。それにもかかわらず、請求人は、根拠法令及び通知について説明を受けておらず、具体的な事実関係の下で法令の要件を充足しているか否かを確認することができない状態に置かれていたものであり、法の趣旨に従った理由付記がなされたとはいえない。
理由付記は、根拠法令及び通知等の内容を示して説明すべきものである。

4 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

- ア 平成23年10月25日、処分庁は、請求人から、本件申請を受理するとともに、請求人が、現住居において同居人とハウスシェアリングをしており、食費は各自で負担し、家賃及び光熱費は折半していることを聴取した。
- イ 平成23年10月27日、処分庁は、請求人に対し、本件申請日の同月25日からの保護開始を決定し、本件処分1及び本件処分2（生活扶助の第2類費は、両処分ともに2人世帯基準額4万8,070円の2分の1の2万4,035円）を行った。そして、本件処分1は同月28日に、本件処分2は同年11月7日に決定通知書により通知した。
- ウ 平成23年11月8日、処分庁は、生活扶助の第2類費について居住人数に応じた光熱水費の均等分割を行うこと及び次の(ア)から(エ)までの具体的な調整方法を決定した。
- (ア) 現住居に居住しているのは、請求人と同居人の2人であるから、最低限度必要な光熱水費として、生活扶助の第2類費2人世帯基準4万8,070円の20パーセントの9,614円を認定する。
- (イ) 請求人と同居人は、光熱水費を折半していることから、各々が負担すべき最低限度額として、上記アで算出した9,614円の2分の1の4,807円を認定する。
- (ウ) 1人世帯に最低限度必要とされる光熱水費として、生活扶助の第2類費の1人世帯基準額4万3,430円の20パーセントの8,686円を認定する。
- (エ) 現住居における最低生活に必要な額は、上記(イ)の4,807円であるから、上記(ウ)の8,686円との差額3,879円の減額調整を行う。
- エ 処分庁は、請求人に対し、平成23年11月11日に本件処分3（生活扶助の第2類費額は3万9,551円）及び本件処分4（生活扶助の第2類費額は4万2,423円）を行い、また、同月14日に本件処分5（生活扶助の第2類費額は4万2,423円）を行った。
- オ 平成23年11月18日、処分庁は、請求人に対し、本件処分3から本件処分5までについて、決定通知書により通知するとともに、同年10月分から同年12月分までの保護費に関する補足資料を交付した。

(2) 判断

ア 生活扶助の第2類費の減額について

- (ア) 法第8条第1項の規定は、保護は、厚生労働大臣が定める生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基として、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うとしており、保護の実施機関は、客観的に測定した要保護者の困窮の程度に応じて保護を行わなくてはならないとされている。
そして、保護の実施機関は、把握した要保護世帯の実態を客観的に保護基準に当てはめて保護を実施することが求められており、これにより法第9条に定める必要即応の原則に従うことになる。
- (イ) これを本件についてみると、請求人は、保護基準別表第1及び別表第9における1級地-1に居住地を有する1人世帯であるから、

